平成２９年（再イ）第２号

宮崎県日向市大字細島126番地８

再生債務者　神﨑　道雄

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月22日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月22日まで

平成30年２月21日　宮崎地方裁判所延岡支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第２号

千葉県館山市那古1194番地の５

再生債務者　岩渕　善正

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年２月15日

千葉地方裁判所館山支部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号

長野市川中島町四ツ屋1032番地13

再生債務者　村石　　亮

1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月12日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月26日から平成30年４月２日まで

長野地方裁判所民事部再生係

平成３０年（再ロ）第８号

大阪市住之江区南港東１丁目６番２―1417号

再生債務者　小島　　朗

1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月20日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月23日から平成30年４月６日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第１０号

大阪市浪速区大国１丁目７番20号　シャトー藤　４Ａ号

再生債務者　田中　正明

1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月20日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月23日から平成30年４月６日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第５号

奈良県吉野郡東吉野村大字平野865番地

再生債務者　西隠居さゆり

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月19日まで

平成30年２月19日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（再ロ）第１４号

堺市西区浜寺南町２丁125番地14

再生債務者　松浦　豊恵

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月20日まで

平成30年２月20日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第５号

三重県四日市市笹川４丁目100番地28

再生債務者　葛西　美恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月21日　津地方裁判所四日市支部

平成２９年（再ロ）第７号

京都市上京区室町通一条下る薬屋町433番地４

再生債務者　松島　伸一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月21日

京都地方裁判所第５民事部再生係

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬を行いますので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬を行いますのでご承知下さい。

平成30年３月１日　　大　阪　市

1．墳墓等所在地　大阪市住吉区苅田二丁目10番

1．墳墓等の名称　大阪市設　苅田霊園

1．死亡者の本籍及び氏名　不詳１件

1．改葬を行おうとする者　大阪市北区中之島一丁目３番20号　大阪市長　吉村　洋文

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社中赤崎契約会とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月一日

岩手県大船渡市赤崎町字生形一四番地一〇

合名会社中赤崎契約会

代表社員　山口　　定

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月一日

山梨県南都留郡富士河口湖町船津七三九

〇―一

アーバンコンサルティング合同会社

代表社員　関　　泰章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月一日

大阪市東成区深江南一丁目一一番一一号

合同会社グリーンツダポクシングジム

代表社員　本石　昌也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年三月一日

愛知県蒲郡市三谷町赤原九番地一

取締役有限会社松泉閣

取締役　栗原　　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十七億七百万円減少し一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成三十年二月二十八日に終了しておりまます。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載日　平成三十年二月八日

平成三十年三月一日

大阪市中央区伏見町四丁目四番九号オーエッ

クス淀屋橋ビル九F

株式会社東京クラシック

代表取締役　小島　拓之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割をして、その割当てを受ける株主と定めましたので公告しまます。

平成三十年三月一日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

株式会社ゼニアス

代表取締役　坂口　勇介

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年三月十六日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年三月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告しまます。

平成三十年三月一日

東京都中央区日本橋一丁目二〇番八号

アクティブネットワーク株式会社

代表取締役　陳　　平